

居宅介護支援事業所「夢」重要事項説明書

2016年2月10日

指定居宅介護支援事業所 夢
管理者 大井朋子
郵便番号 173-0004
東京都板橋区板橋 2-40-8 村上ビル 1F すぺーす夢
電話 03-6905-7590 FAX 03-6905-7840
E-mail: itabashi@zaitaku.or.jp

I. 居宅介護支援のお申し込み・ご相談

介護保険サービスにとどまらずに様々な制度活用についても、これからの社会生活についても十分にご相談をご希望の場合は、まずは「在宅ケア相談」(下記)のご利用をおすすめします。

◎ 在宅ケア相談(自由契約による自費)とは・・・

特定非営利活動法人在宅ケア協会の独特のサービスの一つです。介護保険のケア・マネジメントではありません。

「本当はこうしたい」をよく聞いて、提供すべきサービスを提案いたします。また、たんの吸引などの医療的ケア、看護を含む一体型・滞在型のサービスを選択することも可能になります。「わたしの介護はわたしが決める」とお考えの方から依頼を受けて、利用者(対象者)がご入院中の病院等に専門相談員が出向いて、利用者(対象者)がお考えの最高の社会生活をこれからの目標として取り戻すことができるように支援します。

利用者(対象者)自身がそのために看護と介護を含む社会生活支援体制を組み立てたり、サービスを利用できるように支援します。

介護保険を未申請の方も、退院後に24時間週7日の医療的ケアを考えておられる方も、すでに介護保険等のサービスをご利用中の方も、ご利用になれます。

訪問相談支援(90分)の料金は¥15,000及び交通費です。

◎ お申し込み・お問い合わせ窓口

特定非営利活動法人 在宅ケア協会 城北事務所

お電話 03-6905-7590 FAX 03-6905-7840

E-mail itabashi@zaitaku.or.jp

お手紙 173-0004 東京都板橋区板橋 2丁目 40-8 村上ビル 1F すぺーす夢

II. 援助内容および提供方法

1. 提供方法

ご相談をうけ、当事業所のご説明をさせていただきます。

契約を希望される場合は、保険者に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出下さい。

すでに要介護認定を受けている方は介護保険証をご提示下さい。

介護支援専門員がご自宅に訪問し、居宅サービス計画の原案を作成致します。

2. 内容（自由契約でのお引き受け内容も含まれます）

居宅サービスの作成および変更（電話相談、訪問相談、来所相談を含む）

指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供

介護保険施設への紹介その他便宜の提供

サービス担当者会議の調整

Ⅲ. ご利用料金

1 居宅サービス等支給限度基準額

要介護 1	16,692 単位
要介護 2	19,616 単位
要介護 3	26,931 単位
要介護 4	30,806 単位
要介護 5	36,065 単位

2 居宅介護支援利用料金

居宅介護支援の利用料金は、法定代理受領により、当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援の利用料は下記のとおりです。

		(単位数)	利用料
居宅介護支援費 I	要介護 1・2	1,005	月 11,316 円
(取扱件数 40 件未満)	要介護 3・4・5	1,306	月 14,705 円

その他加算

		(単位数)	利用料
初回加算	1 月につき	+300	3,378 円
入院時情報連携加算 (I)	1 月につき	+200	2,252 円
入院時情報連携加 (II)		+100	1,126 円
退院・退所加算	入院または入所期間中 3 回を限度	+300	3,378 円
認知症加算	1 月につき	+150	1,689 円
独居高齢者加算	1 月につき	+150	1,689 円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		+300	3,378 円
複合型サービス事業所連携加算		+300	3,378 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 月に 2 回を限度	+200	2,252 円

3 自費サービス

- イ) 在宅ケア相談料(自費)：1回(75分以内) 15,000円+交通費(公共交通機関運賃)
ご自宅等に出向きます。対象者(利用者)とご家族それぞれの「一番困っていること」と「本当はこうしたい」についてそれぞれの価値観をよく聞きとらせていただきます。ご依頼主機関について、ご意向について確認させて頂いたうえでご提案を申し上げます。制度や、お引越、ケアマネジャー等についてもご相談ください。
- ロ) 計画管理料(自費)：介護体制の運営委託をお受けします。いくつかの訪問介護・看護事業所を利用して一日18時間以上の一体的な計画・調整・管理が可能になります。公的な制度・自費別・事業所別に計画・実績管理してご報告します。料金をご相談ください。下表は日額の目安です。月額は日数を乗じた額となります。計画管理料には在宅ケア協会オリジナル介護日誌1枚/日が含まれます。前月末までに計画配置表をお届けします。

ご利用時間数 (月間時間数)	18-20 以下/日 (558-620 以下)	20-22 以下/日 (620-682 以下)	22-24 以下/日 (682-744 以下)	24 時間超/日 (744 時間超)
計画管理料/日	1,000 円/日	1,100 円/日	1,200 円/日	1,300 円/日

IV. 通常営業地域

豊島区、北区、板橋区、練馬区の一部(練馬区練馬1-4丁目・向山1-4丁目・羽沢1-3丁目・桜台1-6丁目・氷川台1-4丁目・平和台・錦)、新宿区の一部(高田馬場1-2丁目、大久保2-3丁目)、以上です。左記以外は、事業所を起点とする往復交通費実費を申し受けますがご相談ください。

V. 営業日および勤務体制

営業時間 24時間365日(事務所の受付窓口は月曜日から金曜日の10時-18時)

休業日 サービス提供の休業日はございません。

事務所の休業日・休業時間帯は夜間・土曜・日曜、年末年始です。

休業日・休業時間帯は受付窓口の留守番電話で対応させていただきます。

管理者1名、介護支援専門員1名以上、事務職員1名(兼務)

VI. 苦情処理窓口および苦情対応の方法

事業所苦情窓口責任者：大井 朋子

国民健康保険組合連合会：03-6238-0177(9時-17時、土日祝日除く) および各区でも苦情を受け付けています。

事業所内に文書を保管し、苦情内容事実を事業に従事する職員全員が共有し、サービス内容の改善に努めます。

苦情処理は窓口責任者、当該職員、管理者の3者によって行うものとします。

苦情に関しては苦情を受け付けてから、迅速に解決策を文書にてとりまとめ、関係者に提出致します。

窓口責任者は当該苦情内容について、当事者双方からききとりを行い、問題解決方法が利用者の不利益を生じないように努めます。

VII. 緊急時・事故発生時の対応

ただちに安全のための適切な処置を行い、事業所より依頼主、家族、訪問看護指示医等に連絡し、事業所として必要な措置を講じます。損害賠償責任保険に加入済です。

VIII. 個人情報保護に関する方針

ご利用者およびご家族に関する個人情報は、その利用目的、利用範囲について個人情報取り扱いに関する規定に基づきご説明の上、同意を得た上で取扱いいたします。

利用者（対象者）に関する職業上知り得た情報は、事業所内職員間で共有させていただくことがあります。

また地方公共団体が職務で行う行為に協力して情報提供する場合があります。調査・研究に対する行為はこれに含まれず別途ご協力依頼、同意を必要とします。

職員は、知り得た情報を事務所内外で退職後も終生他言しない倫理規程が定められた職務・資格の者です。事業所が定めた個人情報取り扱いに関する規定に署名しております。

IX. ご請求・お支払い方法

月末締め翌月 10 日に請求書を送付します。到着後 10 日以内にお支払い下さい。

上記説明を受け同意しました。

年 月 日

同意者（依頼主・利用者・家族）氏名 _____ 印

住所 _____